|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収　入印　紙 |  |

　　　　小規模維持補修工事請負契約書（案）

１　工 事 名 　令和４年度小規模維持補修工事

　　　　（道路、河川、砂防、都市公園　）

２　工事場所　　○○市町村　○○地区

３　契約期間　　令和　４年　４月　１日から

　　　　　　　　令和　５年　３月３１日まで

４　請負代金　　別表１に定める単価契約とする。

　　　　　　　　別表に定めのない工種（単価）については、発注者と受注者とが協議して定めることとする。

　　※「土木施設における小規模維持補修工事試行要領」第２の第１項に規定する業務のうち無償貸付機械（別冊の小規模維持補修工事用機械無償貸付仕様書）を使用する作業が生じた場合の協議について、別表２を追加する。

なお、別表２に記載する無償貸付機械を貸与する場合は、別表２に定める任意保険に加入するものとする。

５　契約保証金　　（別紙ＡからＤを参照し、該当条項を記載する）

　上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は別紙小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体協定書〔○○○○型〕により、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 ○ 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

 令和 年 月 日

 発注者　住所

 氏名 　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　氏名

 　代表者 住所

[注１] 砂防事務所が管理する施設を対象とする場合は、発注者を連名とする。

　[注２] 受注者が共同企業体を結成している場合は、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

 　 氏名 印

 構成員 住所

 氏名 印

 構成員 住所

 氏名 印

 構成員 住所

 氏名 印

 （総則)

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（発注依頼書（添付図面を含む。以下同じ。）、土木施設維持補修業務の民間委託に伴う「維持補修工事特記仕様書」、「土木施設小規模補修工事取扱要領」及び「土木施設業務における小規模維持補修工事等試行要領」をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、発注者が通知する発注依頼書により、通知する都度、通知する工期内に通知する工事を完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

　　　ただし、発注者が管理する土木施設の維持及び補修工事で、緊急度が極めて高い応急工事である場合、受注者は、発注者の通知によらず工事に着手できるものとし、工事の内容について速やかに発注者に報告するものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。　以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（契約の保証）

第２条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

　一　契約保証金の納付

　二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

　三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

　四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

　五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、予定数量に単価を乗じた額の10分の１以上としなければならない。

３ 受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第25条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２ 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第２項 の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３ 受注者が部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４ 受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（下請負の禁止）

第４条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、本項の場合において、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（監督員）

第５条　発注者は、発注依頼する都度、監督指示する職員（以下「監督員」という。）を指定して受注者に通知するものとする。

２　監督員は、契約書及び設計図書に基づき、必要な監督または指示を行うものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）

第６条　受注者は発注依頼された都度、次の各号に掲げる者を定めて現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一　現場代理人

二　主任技術者

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金の変更、契約期間の変更、請負代金の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

４　現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第７条　受注者は、設計図書の定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、発注者から請求があったときは作業状況等について発注者に報告するものとする。

（請負代金）

1. 請負代金は、別表に定める工種毎の単価(消費税込み)により積算した額とする。

２　別表に定めのない工種については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

３　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金の額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第９条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日からl2月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料および労務単価の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第10条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、受注者はそのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他業務の施行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が、第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第11条　工事の施工に関して生じた損害は、次条に該当する場合を除き受注者の負担とする。ただし、その損害のうち受注者の責と認めがたい場合は、発注者と受注者とが協議して負担額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第12条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　不可抗力により第三者に損害を及ぼした場合で、発注者が必要と認める時は、発注者と受注者とが協議して負担額を定めるものとする。

３　前２項の場合その他この業務の実施につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第13条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

　　この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前５項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第14条　受注者は、前条の第２項による検査の合格後、発注者に対して請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　受注者は、前項に規定する請求書を月毎にまとめて発注者に請求することができる。

（部分使用）

第15条　発注者は、第13条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第16条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２ 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３ 第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第17条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第18条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　第３条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三　発注依頼書に定める工期内に工事が完了しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四　第６条第１項第２号に掲げる者を配置しなかったとき。

五　第29条に規定する任意保険に加入しないとき。

六　正当な理由なく、第16条第１項の履行の追完がなされないとき。

七　受注者が、第22条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

八　施工体制提案書の内容の履行が不可能と判断されるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第19条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。

一　第３条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二　第３条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員に よる不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十　第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第19条の２　発注者は、発注者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその賠償を請求することができる。

（談合その他の不正行為による解除）

第20条　発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

 (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第18条各号又は第19条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第18条又は第19条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第22条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条　前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるもので あるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第24条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

６　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

７　第３項前段及び第４項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第18条又は第19条の規定によるときは発注者が定め、前条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

８ 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発 注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第25条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損 害の賠償を請求することができる。

一　工期内に工事を完成することができないとき。

 二　この工事目的物に契約不適合があるとき。

三 第18条、第19条又は第20条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第18条、第19条又は第20条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４ 第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5ﾊﾟｰｾﾝﾄの割合で計算した額とする。

６ 第２項の場合（第19条第９号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（賠償の予約）

第26条　受注者は、第20条の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能で あるとき。

２　第14条第２項の規定による請負代金の支払 いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5ﾊﾟｰｾﾝﾄの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第28条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第13条第４項又は第５項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２ 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３ 前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４ 発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者 に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５ 発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６ 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７ 民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８ 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（任意保険）

第29条　受注者は、この契約締結に当たり、法定外労働災害補償制度に加入するものとし、契約と同時に保険証書の写しを発注者に提出するものとする。

２　前項の法定外労働災害補償制度は、受注者並びに下請負人を問わず補償できる保険であること。

（賠償金等の徴収）

第30条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5ﾊﾟｰｾﾝﾄの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5ﾊﾟｰｾﾝﾄの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第31条　受注者は、この契約に係る工事の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（補足）

第32条　この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（ 別　表 １ ）

　　小規模維持補修工事に係る契約単価表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工　　種 | 規格・仕様等 | 単位 | 契約単価（単価のうち取引に係る消費税及び地方消費税） |
| 小　規　模　維　持　補　修　工　事 |  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |
|  |  |  | ×110/100(　　　　×10/100) |

（別　表 ２）

１　無償貸付機械

無償貸付とする機械は以下のとおりとし、契約期間中、発注者の指示の基に貸与する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機　械　名 | 規格 | 機械番号 | 使用目的 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

２　任意保険料

受注者は、発注者から第１に記載する貸付機械を使用する場合において、発注者からの指示があり次第速やかに次の基準金額以上の保険を貸付期間中加入するものとする。また、加入後は、協議書に保険証書の写しを添付のうえ、任意保険料の委託金額について発注者に協議するものとする。

発注者は、協議内容を確認のうえ、前項基準金額に対する任意保険料を支払うものとする。なお、発注者は受注者が条件以上の保険に加入することを妨げるものではない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 基準金額 | 対 人 保 険 | 　　　無　　制　　限 |
| 対 物 保 険 | 　　　無　　制　　限（免責なし） |

（別紙　第２条関係）

Ａ　契約保証金を納付する場合

（地方自治法施行令第167条の16第１項）

(１) 受注者は、第２条に定める契約保証金　　　　　　円をこの契約締結と同時に支払うものとする。

(２) 発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

Ｂ　契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合

（地方自治法施行令第167条の16第１項）

(１) 第２条に定める契約保証金は、　　　　　　円とし、受注者は、その納付に代えて発注者に対して次の担保を提供する。

　　　　　国債　　記号　　　号　　　　番号　　　号　　　　額面　　　円

(２) 発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

Ｃ　契約保証金を免除する場合（保険会社と履行保証契約を締結した場合）

（財務規則第143条第１項第１号）

(１) 第２条に定める契約保証金は、　　　　　　円とし、その納付は免除する。ただし、受注者はこの契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する保証契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。

Ｄ　契約保証金を免除する場合

（財務規則第143条第１項第３号、第６号、第７号、第８号）

(１) 第２条に定める契約保証金は、　　　　　　円とし、その納付は免除する。

(２) 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。